

緑丘小学校 学校経営方針

学校教育目標

「人間性豊かな、たくましく生きるみどりの子の育成」

学校は、子どもたちが集い、一人ひとりの能力、適性、興味・関心などを土台としながら学びを深めていく場であるとともに、自ら学ぶ力や創造的な能力を育む場である。

そして、学校で学んだことが、生きる力となり、これからの人生を見据えて、より良く生きる力に繋がっていくことが求められている。

今、社会が新たな変革期を迎え、グローバル社会やAI社会が加速し、先の見通しが困難な時代になっている。その中で、子どもたちは、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら判断することを通して、このブーカ(VUCA)時代を生き抜いていかなければならない。

そこで、私たちは、目の前の子どもたちと正面から向き合い、子どもたちに寄り添いながら「人間性豊かな、たくましく生きるみどりの子」を育む学校を、全教職員で築き上げることをめざしていく。

【基本方針】

1 めざす学校像

- (1) 学びを創造する学校
- (2) 未来に挑戦する子を育む学校
- (3) 地域とともに歩む学校

2 めざす子ども像 「よい子 強い子 みどりの子」

- (1) 自ら考え、自ら学び、自ら行動する子 [学びいっぱい]
- (2) 自他ともに大切にする、温かく思いやりに満ちた子 [笑顔いっぱい]
- (3) 心身ともにたくましく、自立し、生き抜く子 [元気いっぱい]

3 めざす教職員像

- (1) 情熱をもち、創意工夫を心がけた実践に励む教職員
- (2) 感性を磨き、常に学び続ける教職員
- (3) 子どもの願いに応え、子どもと共に歩む教職員
- (4) 組織の一員としての自覚を持ち、手を携え協働する教職員

4 「確かな学力」を育むために

- (1) 基礎・基本の学力の定着とスキルの徹底
- (2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な指導
- (3) 主体的、対話的で深い学びの実践
- (4) 兵庫型学習システム、少人数授業の推進
- (5) 朝のモジュール学習を通じた教科学習の充実
- (6) 読書習慣の確立と、本校独自の「ことばの学習」を通じた国語力の育成
- (7) 外国語科、外国語活動の定着と、校内研修や自己研修の推進
- (8) パソコン、タブレット、電子黒板等のIT機器の積極的活用
- (9) 通級指導教室を通じた児童支援の拡充
- (10) 特別支援教育支援員、介助員、不登校支援員、放課後学習等推進事業指導員、子どもサポーター等による支援体制の充実

- (11) 放課後学習（チャレンジ教室）、土曜学習教室（サタスタみどり）の充実
- (12) 家庭学習の工夫と充実

5 「豊かな心」を育むために

- (1) 「対話的な学びのある道徳」を通して、人権教育、インクルーシブ教育とともに、支持的風土のある集団づくりを推進
- (2) SDGs を踏まえた、環境を大切にする学びの促進
- (3) 異年齢活動を取り入れた仲間づくり（委員会活動、クラブ活動、ペア学年）
- (4) 体験活動の充実（3 年環境体験学習、5 年自然学校）
- (5) 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- (6) 年間を通した「緑小しぐさ」の実践と定着
 - 〔あ〕 あいさつをしよう
 - 〔ろ〕 ろうかは、静かに歩こう
 - 〔は〕 はきものをそろえよう
- (7) スクールカウンセラー(S C)、スクールソーシャルワーカー(S S W)との連携
- (8) 集団活動を通した人間関係づくり

6 「健やかな体」を育むために

- (1) 体育授業、保健学習、食育指導の充実（食物アレルギーへの対応）
- (2) 家庭と連携した基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん等）の確立
- (3) 業前、業間遊びの活性化（「みんな遊び」の設定）
- (4) 「スポーツクラブ 21 みどり」や地域活動（農園、行事）への積極的な参加
- (5) ポストコロナ社会における体力・運動能力の向上（スポーツテスト、スポーツ検定バッジ、体育カード等）

7 安全で安心な学校づくり、環境整備

- (1) 安全点検の徹底（通学路、施設、遊具）
- (2) 防災訓練（火災、地震）、不審者対応訓練の実施
- (3) 外来者への適切な対応
- (4) 校舎内外の清掃、美化の推進
- (5) 掲示物の整備
- (6) 情報管理・情報モラルの徹底（個人情報等取り扱い規定）
- (7) 栽培活動の充実（自然への愛着）

8 開かれた学校づくり

- (1) 地域・家庭・関係機関との連携
- (2) 中学校、幼稚園との連携・接続
- (3) 地域の人材・外部人材の活用
- (4) 学年だよりや学校だより、ホームページ等による情報発信
- (5) 「緑小ナビ」の発行
- (6) 学校評価の結果を踏まえた学校運営の改善
- (7) 学校運営協議会との連携による「社会に開かれた教育課程」の実現

9 教職員の働き方改革について

- (1) 安全衛生委員会の活性化による業務改善の推進
- (2) 「定時退勤日」「マイ定時退勤日」「ノー会議デー」の設定・実施による勤務時間の適正化
- (3) メンタルヘルスの保持

10 「生徒指導体制」づくりのために

(1) 問題行動への対応

- ① 問題行動発生時の報告・連絡・相談を徹底する。
- ② 一人に対応せず、学年、学団での対応、必要に応じて生徒指導担当、管理職を含めた複数で対応する。
- ③ いじめ事案については、初期対応が鍵となる。早期にいじめ対策推進委員会を開催し、事案についての情報を共有し、迅速で適切な対応にあたる。
- ④ 対応が困難な事案は、関係機関（市の相談機関、こども福祉課、少年愛護センター、川西こども家庭センター、警察、地域等）と連携しながら、早期解決を図る。
- ⑤ 事案が発生した場合には、各種委員会やケース会議で協議し、家庭訪問など保護者との話し合いを敏速にもち、より良い解決の方向を探る。

(2) 不登校児童への対応

- ① 早期発見、早期対応に努める。
- ② 出欠状況を確認し、家庭と連絡を取り、必要に応じて家庭訪問を行う。
- ③ 学校全体で情報を共有し、登校に向けた支援を行う。

(3) 小中連携の推進

- ① 授業研究や研修会、参観日、行事等に、小中互いの教員が積極的に参加し、相互の児童・生徒の理解を深める。
- ② 小中それぞれの生徒指導・生活指導の方針や、生活路指導上の課題などを共有し、児童・生徒の実態について情報交換を行う。
- ③ 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続（スタートカリキュラム）

(4) 信頼される教職員

- ① 教育公務員として、高い倫理観・コンプライアンス意識を持って、日々の教育にあたる。
- ② 「伊丹市立学校版情報セキュリティポリシー」に則り、個人情報の扱いには十分に留意する。